

（議）第 3 号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条
および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規
定により提出する。

平成17年 3 月 22日

提出者

秋田市議会議員 柏 谷 幸 彦

外 44名

秋田市議会議長 佐々木 晃 二 様

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務委員会の項中「地域振興局」の次に「、国体局」を加え、同条建設委員会の項中「、下水道部」を削り、「水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

提案理由

秋田市部設置条例の一部改正等に伴い、総務委員会および建設委員会の所管を改めるため、改正しようとするものである。